## 町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 公会計化された給食費に係る奨励費の支給方法を加えるため
- (2) 支給対象費目に卒業アルバム代等を加えるため
- (3) 国の特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助対象限度額の引き上げに伴い、 学用品及び通学用品費並びに入学準備金に係る奨励費の支給額を増額するため
- (4) 校外活動費に係る奨励費の支給の回数制限を削るため
- 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1)公会計化された給食費に係る奨励費の支給方法に関する規定を加えます。(第7 関係)
- (2) 支給対象費目に卒業アルバム代等を加えます。(別表第2及び別表第3関係)
- (3)学用品及び通学用品費並びに入学準備金に係る奨励費の支給額を改めます。(別表第3関係)
- (4) 校外活動費に係る奨励費の支給の回数制限を削ります。(別表第3関係)
- 3 施行期日

2020年4月1日から適用します。

## 町田市就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学奨励費支給要綱(2000年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第7 奨励費の支給方法	第7 奨励費の支給方法
1 略	1 略
2 前項の規定にかかわらず、町田市立小学	
校に就学する児童及び町田市立武蔵岡中学	
校に就学する生徒の給食費に係る奨励費の	
支給方法は、教育長が別に定める。	
<u>3</u> 略	<u>2</u> 略
別表第2(第4関係)	別表第2(第4関係)

支給対象費目	認定区分
略	第Ⅱ段階
移動教室及び修学 旅行費	
卒業アルバム代等	
略	略

## 別表第3(第5関係)

支給対 象費目	支給対象 学年	支給額	備考
学用品 及び通 学用品	小学校第 1学年	1月当た り <u>970</u> 円	
費	小学校第 2学年か ら第6学 年まで	1月当た り <u>1,1</u> <u>60円</u>	
	中学校第 1学年	1月当た り <u>1,8</u> <u>95円</u>	
	中学校第	1月当た	

支給対象費目	認定区分
略	第Ⅱ段階
移動教室及び修学 旅行費	
略	略

## 別表第3(第5関係)

支給対 象費目	支給対象 学年	支給額	備考
学用品 及び通 学用品	小学校第 1学年	1月当た り <u>960</u> 円	
費	小学校第 2学年か ら第6学 年まで	1月当た り <u>1,1</u> <u>50円</u>	
	中学校第 1学年	1月当た り <u>1,8</u> <u>80円</u>	
	中学校第	1月当た	

	2学年及 び第3学 年	り <u>2,0</u> <u>85円</u>	
略	略	略	略
入学準 備金	小学校第 1学年	<u>51,1</u> <u>10円</u>	
	中学校第 1学年	<u>57,9</u> <u>80円</u>	
校外活動費	小学校及 び中学校 全学年	実支出額	
移動教 室及び 修学旅 行費	略	略	略
<u>卒業ア</u> <u>ルバム</u> <u>代等</u>	小学校第 6 学年及 び中学校 第 3 学年	<u>実支出額</u>	小学校第6 学年にあっては11,000円、中学校第3学年には8,800円を限度る。
略	略	略	略

	2学年及 び第3学 年	り <u>2,0</u> <u>65円</u>	
略	略	略	略
入学準 備金	小学校第 1学年	<u>50,6</u> <u>00円</u>	
	中学校第 1学年	57, 4   00円	
校外活動費	小学校及 び中学校 全学年	実支出額	1年につ き3回を 限度とす る。
移室修行動及学費	略	略	略
略	略	略	略

附 則

この要綱は、2020年4月1日から適用する。